

埼玉県震災予防のまちづくり条例

(平成14年3月29日公布)

目次

前文

第1章 総則(第1条 - 第8条)

第2章 都市の安全性の確保(第9条 - 第21条)

第3章 地域社会における協働の促進(第22条 - 第25条)

第4章 雑則(第26条・第27条)

地震の発生を防ぐことはできないが、私たちは、地震に対する備えを進めることで、被害を限りなく少なくすることはできる。振り返ると過去の大規模な地震においては、数多くの尊い命や貴重な財産が奪われてきた。

こうした地震による被害を減らすため、県は、広域の地方公共団体としての責務と役割を果たすべく、市町村と連携して震災の予防に関する施策を着実に実施しなければならない。私たちも、「自らの命は自らで守る」という自助の考え方と、「自分たちのまちは皆で守る」という共助の考え方を基に、震災の予防にたゆまぬ努力を払わなければならない。そして、県民、事業者、専門家、ボランティア等と行政が、それぞれの能力を生かし、相互の理解と信頼を基に、協働で震災の予防に取り組んでいくことが不可欠である。

だれもが安全に、かつ、安心して暮らせる埼玉を築くことは、私たちの願いであり、また、将来の埼玉を担う世代への義務である。

ここに、私たちは、共に力を合わせ、震災予防のまちづくりを総合的に推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、地震による災害(以下「震災」という。)の予防に関し、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、地震に備え、震災の軽減を図るための施策について必要な事項を定めることにより、震災予防のまちづくりを総合的に推進し、もってすべての県民が安全に、かつ、安心して

暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(県の責務)

第 2 条 県は、震災から県民の生命、身体及び財産を保護するため、あらゆる施策を通じて、震災の予防に関し万全の対策を講ずるよう努めなければならない。

2 県は、震災の予防に関する教育及び学習の振興等により県民の地震に対する防災意識の高揚を図るとともに、県民及び事業者が自発的に行う震災の予防に関する取組を支援するよう努めなければならない。

3 県は、震災の予防に関する施策の推進に当たり、必要に応じ、国、他の地方公共団体、公共的団体等と調整を図らなければならない。

(県民の責務)

第 3 条 県民は、地震に備え、震災の予防に関する知識を習得するとともに、建築物その他の工作物の耐震性及び防火性能の確保、家具の転倒防止、食糧、飲料水等の備蓄、避難経路の確認その他震災を予防するための措置を講ずるよう努めなければならない。

2 県民は、地域における震災の予防に資するため、地域社会の一員としての自覚を持ち、地域において行われる震災の予防に関する活動に参加する等相互に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第 4 条 事業者は、地震に備え、その事業所の従業員その他その事業所に存する者の安全を確保するため、当該事業所の施設及び設備の耐震性を確保するとともに、当該事業所における初期消火、救助、避難誘導等の体制を整備するよう努めなければならない。

2 事業者は、地震に備え、その事業所の周辺地域における被害を軽減するため、当該周辺地域の住民等と連携し、及び協力するとともに、その事業活動に当たっては、社会的責任を自覚し、震災の予防に寄与するよう努めなければならない。

(市町村への支援)

第5条 県は、震災の予防に関する施策の推進に当たり、市町村との連携及び協力に努めるとともに、震災の予防に関する市町村の取組に対し、必要な支援をするものとする。この場合において、県は、著しい震災が生ずるおそれのある地域の安全性の向上を図るため、当該地域をその区域に含む市町村の震災の予防に関する取組を重点的に支援することができる。

(調査及び研究、結果の公表等)

第6条 県は、地震による地域の危険度及び被害の想定に関する調査を定期的実施するほか震災の予防に関する調査及び研究を科学的、かつ、総合的にを行い、これらの結果又は成果を公表するものとする。

2 県は、市町村又は県民による地震に対する地域の安全性に関する調査又は点検の取組を支援するよう努めなければならない。

(技術的な提案及び施策への反映等)

第7条 県民、事業者、専門家、ボランティア等(第25条において「県民等」という。)は、県に対して震災の予防に関する技術的な提案をすることができる。

2 県は、前項の規定によりされた提案が震災の予防に資するものと認めるときは、その施策に反映させるよう努めなければならない。

3 県は、震災の予防に資する優秀な取組及び第1項の規定によりされた提案のうち優秀なものについて表彰等を行うことにより、これらの普及及び啓発を行うものとする。

(年次報告)

第8条 知事は、毎年、地震に関する情報、震災の予防に関する状況及び県が震災の予防に関し講じた施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、これを公表するものとする。

第2章 都市の安全性の確保

(都市における震災の予防に関する基本的な方針等)

第9条 県は、地震に対する都市の安全性を確保するため、市街地の改善、都市施設（都市計画法（昭和43年法律第100号）第11条第1項各号に掲げる施設をいう。）の整備等都市における震災の予防に関する基本的な方針を定めるとともに、市町村による都市における震災の予防に関する計画の策定を支援するものとする。

(密集市街地の改善及び拡大の防止)

第10条 県は、密集市街地（密集市街地における防災街区の整備に関する法律（平成9年法律第49号）第2条第1号に規定する密集市街地をいう。以下この条において同じ。）の改善及び拡大の防止をするため、密集市街地の再開発、道路、公園、緑地、空地等の整備又は確保並びに防火性能及び耐震性を有する建築物への改築等の促進に努めなければならない。

(道路等の整備等)

第11条 県は、震災時における広域的な避難及び救助、延焼の防止等のために必要な道路、橋梁^{りょう}、公園、河川等（以下この条において「道路等」という。）の整備に努めるとともに、その管理する当該道路等の耐震性の確保に努めなければならない。

(重要な建築物等の耐震性の確保)

第12条 県は、震災時において応急対策の活動の用に供される施設及び避難所として用いられる施設その他震災対策上重要な建築物並びに震災時において災害情報の伝達等の用に供される重要な設備で県が管理するものについて、耐震性を確保するよう努めなければならない。

(消防水利の確保の支援)

第13条 県は、震災時における消火及び延焼の防止に資するため、県が所有し、又は管理する土地における防火水槽の設置に協力する等市町村による多様な消防水利（消防法（昭和23年法律第186号）第20条第2項に規定する

消防に必要な水利施設及び同法第21条第1項の規定により消防水利として指定されたものをいう。)の確保を支援するよう努めなければならない。

(電気、ガス又は通信に係る公益的事業等を行う施設の安全性の確保等)

第14条 電気、ガス又は通信に係る公益的事業及び上下水道の事業を行う施設の管理者は、当該施設の地震に対する安全性の確保に努めなければならない。

2 県は、前項の施設の管理者との連絡及び調整のための体制の整備を図るとともに、当該施設の管理者その他関係機関と連携して、電線等の地中化を推進する等当該施設の地震に対する安全性の向上に努めなければならない。

(高圧ガス製造施設等の安全性の確保)

第15条 知事は、高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)第2条に規定する高圧ガス(以下この条において「高圧ガス」という。)の製造、貯蔵、消費等(以下この条において「製造等」という。)のための施設及び設備(以下この項において「高圧ガス製造施設等」という。)の地震に対する安全性の確保に関する調査及び研究を行い、並びに高圧ガス製造施設等の地震時における安全性を確保するための措置及び高圧ガスの製造等を行う事業所における防災体制の整備に関する基準を定めるものとする。

2 高圧ガスの製造等を行い、又は行おうとする者で規則で定めるものは、前項の基準により総合的な安全対策を講ずるよう努めなければならない。

(毒物又は劇物を貯蔵する施設等の安全性の確保)

第16条 知事は、毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第2条第1項に規定する毒物又は同条第2項に規定する劇物の貯蔵のための施設及び設備について、地震時における安全性を確保するための措置に関する基準を定めるものとする。

2 毒物及び劇物取締法第3条第3項に規定する毒物劇物営業者は、前項の基準により安全対策を講ずるよう努めなければならない。

(高層建築物等の防災計画)

第17条 次の各号のいずれかに該当する建築物（以下この条において「高層建築物等」という。）の新築、増築、改築若しくは移転（以下この項において「建築」という。）をしようとする建築主（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第16号に規定する建築主をいう。以下この条において同じ。）又は建築物をその用途の変更により高層建築物等（第2号に該当するものに限る。）としようとする建築主は、当該建築又は用途の変更に係る高層建築物等の震災時における安全性を確保するための措置に関する計画（以下この条において「防災計画」という。）を、知事が定める防災計画の作成に関する指針に基づき作成しなければならない。ただし、同法第4条第1項又は第2項の規定により建築主事を置く市町村の区域において、高層建築物等の建築をし、又は建築物をその用途の変更により高層建築物等（第2号に該当するものに限る。）としようとするときは、この限りでない。

- 一 高さが31メートルを超える建築物（規則で定めるものを除く。）
- 二 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第147条の2各号に掲げる建築物（前号に掲げるものを除く。）
- 三 前2号に掲げるもののほか、震災時における安全性を確保するための措置をとることが必要である建築物として知事が指定するもの

2 前項の規定により防災計画を作成した建築主は、当該防災計画に係る高層建築物等について建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請をし、同法第6条の2第1項の規定による確認を受け、又は同法第18条第2項の規定による通知をする前に、規則で定めるところにより当該防災計画を知事に届け出なければならない。

3 知事は、前項の規定により防災計画の届出がされた場合において、当該防災計画に係る高層建築物等の震災時における安全性を確保するため必要があると認めるときは、当該届出に係る建築主に対し、第1項の指針を勘案して、当該防災計画の内容について必要な指導又は助言をすることができる。

4 第1項の規定により防災計画を作成した建築主は、当該防災計画に定めた措置を講ずるよう努めなければならない。

（既存建築物の耐震性の向上）

第18条 既存建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは埼玉県建築基準法施行条例（昭和35年埼玉県条例第37号）の規定に適合しない建築物で同法第3条第2項の適用を受けているものであって、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第2条に規定する特定建築物でないものをいう。以下この条及び第26条において同じ。）の所有者は、地震による当該既存建築物の倒壊等を防止するため、当該既存建築物について耐震診断（地震に対する安全性を評価することをいう。以下この条において同じ。）を行い、必要に応じ、当該既存建築物について耐震改修（地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改築、修繕又は模様替えをいう。以下この条において同じ。）を行うよう努めなければならない。

2 前項の規定により耐震改修が行われた既存建築物の所有者は、当該既存建築物の地震に対する安全性が保たれるようその維持保全に努めなければならない。

3 県は、既存建築物の耐震性の向上を図るため、既存建築物の耐震診断、耐震改修及び維持保全の必要性について、市町村及び関係団体と連携して、啓発を行うとともに、相談体制を整備するものとする。

4 県は、市町村及び関係団体と連携して、震災時において物資の輸送、避難等の安全性を確保する必要があると認める道路（次項及び次条において「緊急輸送道路等」という。）に面する地域に存する既存建築物の耐震診断、耐震改修及び維持保全の実施状況の把握に努めなければならない。

5 知事は、震災時における緊急輸送道路等の安全性を確保するため、前項の既存建築物の耐震診断、耐震改修又は維持保全が適確に実施されることが必要であると認めるときは、当該既存建築物の所有者に対し、耐震診断、耐震改修又は維持保全について必要な指導、助言又は勧告をすることができる。

（落下対象物等の安全性の確保）

第19条 建築物又は広告塔、広告板その他建築物の外部に取り付けられている物（以下この項において「広告塔等」という。）の所有者又は管理者は、地震に対する安全性を確保するため、その所有し、又は管理する建築物の外部

に面する窓ガラス又は外装材、広告塔等その他これらに類する物で落下のおそれのあるもの（以下この条において「落下対象物」という。）について、定期的に点検し、必要に応じ、当該建築物又は広告塔等の改修を行う等その落下の防止に努めなければならない。

2 ブロック塀、れんが塀、石塀その他これらに類する塀（以下この条において「ブロック塀等」という。）の所有者又は管理者は、地震に対する安全性を確保するため、定期的に当該ブロック塀等を点検し、必要に応じ、当該ブロック塀等の改修、生け垣への転換等を行うよう努めなければならない。

3 自動販売機（屋内及び屋上に据え付けるものを除く。以下この条において同じ。）の所有者又は管理者は、地震に対する安全性を確保するため、規則で定めるところにより当該自動販売機を設置するとともに、定期的に当該自動販売機を点検し、その転倒を防止するよう努めなければならない。

4 県は、市町村及び関係団体と連携して、落下対象物、ブロック塀等及び自動販売機の地震に対する安全性の確保に係る対策の普及及び啓発を行うものとする。

5 県は、市町村及び関係団体と連携して、緊急輸送道路等に面する落下対象物、ブロック塀等及び自動販売機の地震に対する安全性の確保に関する実態の把握に努めなければならない。

6 知事は、震災時における緊急輸送道路等の安全性を確保するため、前項の落下対象物、ブロック塀等又は自動販売機（以下この項及び第26条において「落下対象物等」という。）の地震に対する安全性が確保されていないと認めるときは、当該落下対象物等の所有者又は管理者に対し、その安全性の確保について必要な指導、助言又は勧告をすることができる。

（住宅火災の防止）

第20条 県は、地震による住宅の火災を防止するため、市町村及び関係団体と連携して、火災の防止に有用な機器の整備その他住宅の防火性能の確保に関する措置について啓発を行うものとする。

（応急危険度判定）

第21条 県は、地震により被災した建築物（以下この項及び第26条において「被災建築物」という。）が余震等により倒壊等を行うことで生ずる二次災害を防止するため、市町村による応急危険度判定（被災建築物の危険度の応急的な判定をいう。次項において同じ。）に協力するとともに、必要に応じ、自らもこれを行うものとする。

2 県は、応急危険度判定が円滑に行われるよう、市町村と連携して、応急危険度判定を行うことができる者を育成する等その実施体制の整備を図るとともに、応急危険度判定について啓発を行うものとする。

第3章 地域社会における協働の促進

（自主防災組織の育成）

第22条 県は、震災時において住民が助け合うことのできる地域社会を形成するため、市町村による地域の自発的な防災組織（以下この条において「自主防災組織」という。）の育成に関する取組を支援するとともに、市町村と連携して、自主防災組織の活動において中心的役割を担う者を育成するよう努めなければならない。

（要援護者に対する施策等の支援）

第23条 県は、高齢者、障害者、乳幼児、外国人等震災時に特に援護を要する者（以下この条において「要援護者」という。）に対して市町村が行う震災の予防に関する施策を支援するとともに、震災時の要援護者の援護に関して社会福祉施設を設置する者と自治会等が相互に援助する関係を構築する等の地域における要援護者に対する取組を支援するよう努めなければならない。

（ボランティア等の支援活動の環境整備）

第24条 県は、地震による被災者に対するボランティア、関係団体等（以下この条において「ボランティア等」という。）の支援活動が円滑に行われるよう、ボランティア等の受入体制の整備、ボランティア等に対する情報の提供等その支援活動に必要な環境の整備に努めなければならない。

(県民等が組織する団体の協働のための支援)

第25条 県は、県民等が組織する団体で防災活動を行い、又は行おうとするものが震災の予防に関し協働して取り組むことができるよう、必要な支援をするものとする。

第4章 雑則

(報告の徴収等及び立入調査)

第26条 知事は、第18条第5項、第19条第6項及び第21条第1項の規定の施行に必要な限度において、既存建築物の所有者、落下対象物等の所有者若しくは管理者に対し、当該既存建築物若しくは当該落下対象物等の状況その他必要な事項について報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、既存建築物、落下対象物の存する建築物若しくは被災建築物若しくは既存建築物、落下対象物等若しくは被災建築物の存する土地に立ち入り、必要な事項について調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成14年7月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請をし、同法第6条の2第1項の規定による確認を受け、又は同法第18条第2項の規定による通知をした建築物については、第17条の規定は、適用しない。